



けやきよ…

発行者

校長 西内英理

勉強の秋(冬?) ……です。

勉強の「秋」……と思っていたら、先週からの朝の冷え込みは「冬」の様相です。しかし、寒くなっても学校生活での学習の重要性は変わりません。暑くてなかなか気持ちが集中できない時期とくらべると、はるかに勉強に適した季節と言えます。

さて、本校では、いわき市教育委員会から指定を受け、「学びの習慣づくり推進事業」として、9月より毎週火曜日と金曜日の放課後(16:00～18:00)、自主学習の場を提供しております。

参加を希望する生徒はその旨を担任に申し出ればすぐに参加できますので、気軽に申し込んでほしいと思います。(毎回必ず出席を強要するものでもありませんが、申し込んだからには継続して参加してほしいと思います。)運営委員として、昨年度本校で音楽を担当してくださった(今年の音楽会で審査員も務めてくださいました)草野順子先生が配置されております。しかし、この事業はあくまでも「自主学習の場の提供」であるので、参加生徒自身が課題を用意し、自分自身で解決に向けて取り組まなければなりません。

家庭学習の習慣づくりの一環として、多くの生徒が参加してくれることを期待しております。



ある日の出来事……。

先日、ある3年生に「勉強、頑張ってるか?」と声をかけました。するとその3年生は、「頑張ってるんですけど、なかなか成績が伸びません。」と言っていました。私は「その時その時の結果にめげずに努力は続けること。ある日突然結果に結びつくから。」と励ました。

「家庭学習」とは「能力」というバケツに「努力」という水を注いでいくようなものだと思います。バケツの大きさに個人差はありますが、そこに水を注いでも、いっぱいになるまでは水はあふれません(結果はでません)。しかし、水を注ぎ続けて、ひとたび満杯になれば、注いだ分だけ水はあふれ出ます(結果として表れます)。ですから、少しの努力で結果が出ないとあきらめてしまっはいけないのです。めげずに、早くバケツが満杯になるよう、より一層努力を続けることが大切なのです。その3年生に努力の成果が表れることを強く強く願っています。

自転車加害事故について

先日、福島県PTA研究大会喜多方大会に参加した折、ある方が「あいさつ」の中で、自転車加害事故による損害賠償請求の金額のことに触れられました。以前、小学生の自転車事故により、裁判所からその母親に対して9,000万円余りの損害賠償が命じられたことがありました。私自身、そのことが頭の片隅にあったので、いろいろ調べてみました。

1 自転車加害事故による高額損害賠償支払い命令の例

9,521万円	男子小学生（11歳）が自転車で走行中、歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
9,266万円	男子高校生が、自転車で車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害が残った。
6,779万円	男性が自転車で、ペットボトルを片手に下り坂を走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。

また、記憶に新しいところでは、昨年12月、女子大生（20歳）が、スマホを操作しながら、しかもハンドルに添えた右手に飲料カップを持ち左耳にイヤホンをして電動自転車を運転中、歩行者（77歳）と出会い頭にぶつかり、歩行者は転倒して2日後に死亡したという事故もありました。（女子大生は「重過失致死」で書類送検される見込み。損害賠償額もかなり高額になることが予想されている。）

2 加害者が未成年である場合の保護者の責任

民法714条では、責任能力のない未成年者が不法行為により第三者に対し損害を与えた場合には、未成年者が責任を負わない反面、監督義務者である親が十分な監督義務を尽くしたことを証明しない限り、その未成年者の親が賠償責任を負うことになっています。

すなわち、お子さんが自転車加害事故により他人にけがをさせた場合、親が、日頃から正しい自転車の乗り方をきちんと指導（言葉の指導だけでは厳しいようです。また、指導の記録等が求められる可能性もあるそうです。）していなければ、賠償責任を負わなければならなくなります。

3 子どもの自転車加害事故に対する備え

いざという時のために、次のような備えはいかがでしょうか。

(1) TSマーク自転車保険 (<https://www.tmt.or.jp/safety/index2.html>)

これは、自転車安全整備店で点検・整備（有料）をした自転車に対し、1年間、無料で対象となる保険です。青色シールと赤色シールの2種類がありますが、赤色の方が保障内容は充実しています。なお、自転車店によって整備料金や色の種類が異なるので、事前に問い合わせてから整備をお願いした方が良いでしょう。（ちなみに私の娘は高校時代、1年に1度1,000円の点検料で赤色シールを貼っていました。）

(2) 全日本交通安全協会サイクル安心保険 (<http://www.jtsa.or.jp/jitensyakai/nyukai0.html>)

一般財団法人「全日本交通安全協会」が提供する保険です。

(3) 自転車保険

各損害保険会社全社が販売。現在はダイレクト型かコンビニで加入する方法が一般的のようです。

(4) 個人賠償責任保険（保護者の自動車保険に特約として付帯）

家族が加入している自動車保険の特約として、日常生活上の賠償事故に幅広く対応できます。自動車保険だけでなく火災保険や傷害保険にもセットできるようです。

4 その他の損害賠償責任についても考えてみると……

近年、子ども同士のトラブルの中で、インターネットを介してのトラブルが多発しております。特にLINEやFB等のSNS等によるものが多く、裁判に発展してしまう事例もあり、加害者には損害賠償命令が出されることもあるようです。保護者の皆さんには、親の責任として、日頃からお子さんへの「指導」と「管理」を確実に行うよう、強くお願いいたします。